

⑦ 人間ドック等利用助成 (国保年金課・高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、また自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めていくため、人間ドック等の利用に助成を行います。

【取り組みの方向性】

現在、被保険者の申請に基づき人間ドックの利用承認書を発行しており、健康に対する意識の高まりから、受診件数は毎年増えています。しかし、助成制度を知らなかったとの声もあるため、周知の一環として被保険者証発送時の同封文書に本事業の案内を掲載する予定です。

また、脳ドックについては、平成27年度から実施を予定しています。

⑧ はり・きゅう・マッサージ利用助成 (国保年金課・高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

健康増進や介護予防等健康づくりへの意識付けを高め、国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進に役立てるとともに、利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていくことを目指すため、市に登録されている施設ではり・きゅう・マッサージが利用できる助成券を交付します。

【取り組みの方向性】

利用者の負担軽減が図られていますが、助成制度を知らなかったとの声もあるため、周知の一環として被保険者証発送時の同封文書に本事業についての案内を掲載する予定です。

2 生きがいのある地域づくり

(1) 生きがい対策の充実

① ホームページを活用した生涯学習情報の提供（生涯学習課）

【事業概要】

高齢者をはじめとする市民の知的好奇心に応え、生きがいある生活づくりに役立てるため、市ホームページにおいて生涯学習情報の提供を行います。

【取り組みの方向性】

生涯学習に係る情報をホームページ上に「まなびの森」として集約しました。さらなる情報の充実と利用の促進を図るため、各種サークル・団体等の会員募集や各種イベント・講座等の情報提供を団体等に呼び掛けていきます。

また、パソコンを使用しない高齢者に情報が届くよう、体験型の事業でPRを行うなど、口コミでの周知を図ります。

項目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画値	会員募集情報 掲載件数	155件	160件	165件
	生涯学習関連 リンク先	15件	16件	17件

② スポーツ、レクリエーション活動（生涯学習課）

【事業概要】

スポーツ活動等により高齢者の親睦を深めるとともに、健康の保持、増進を図ります。
楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

【取り組みの方向性】

健康ジョギング講習会などの高齢者も参加できるプログラムを開催していきます。

項目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画値	健康ジョギング 講習会参加者数	12,000人	12,500人	13,000人

4 介護・福祉サービスの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化（介護支援課）

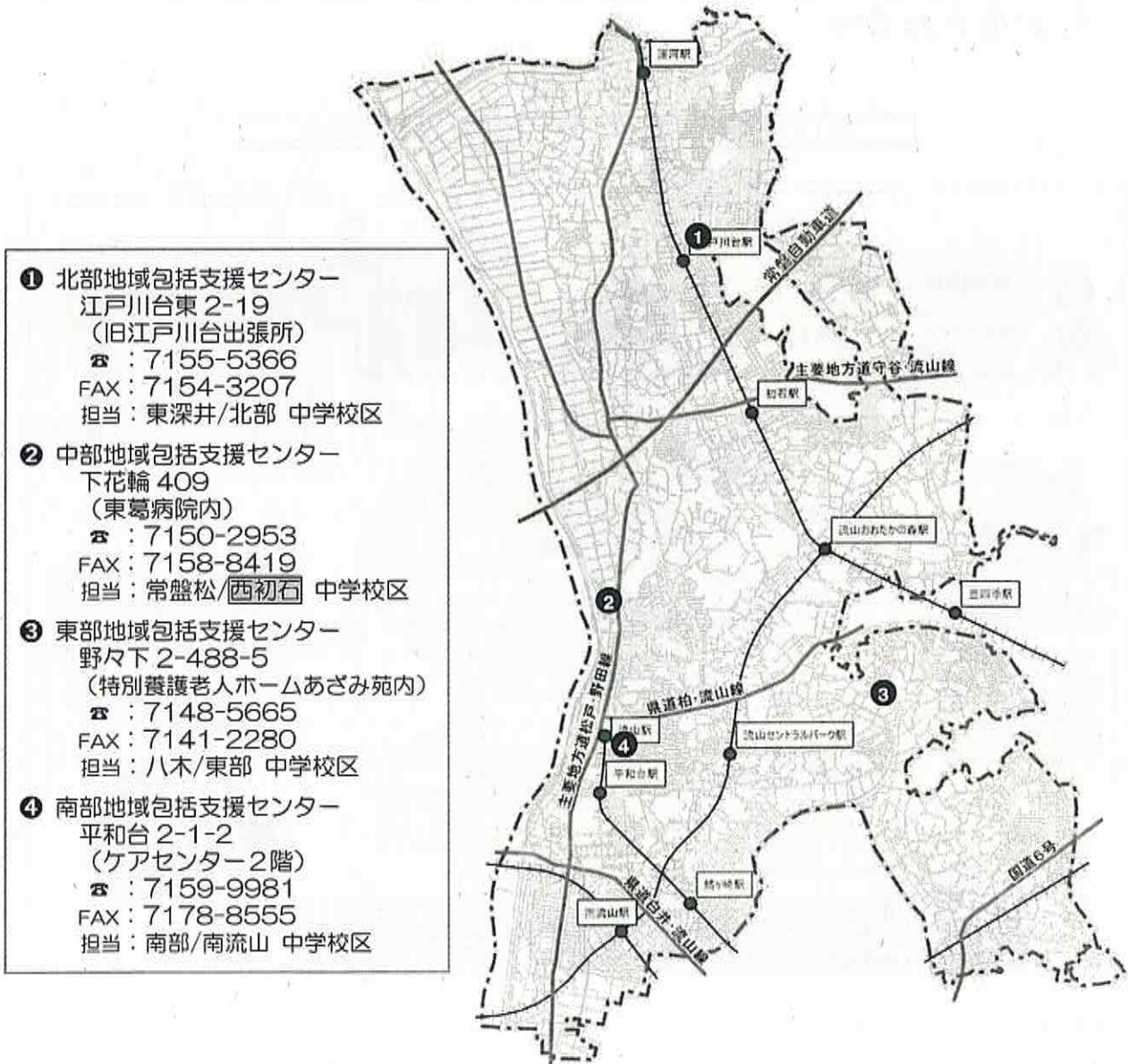
ア) 地域包括支援センターの意義

流山市では、日常生活圏域《P5 参照》ごとに1箇所の地域包括支援センターを定め、医療法人及び社会福祉法人に委託して運営しています。《下記 図 10 参照》

地域包括支援センターでは、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員が連携して対応に当たり、総合相談支援のほか、成年後見制度等の権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のネットワーク構築等の包括的・継続的マネジメントの事業（＝これらを「包括的支援事業」といいます。）を行っています。

地域包括支援センターは、地域の高齢者にとって最も身近な介護・福祉に関する相談支援窓口であるとともに、地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関の役割を担っています。

図 10) 地域包括支援センターの設置状況



イ) 地域包括支援センターに求められる機能強化と取り組みの方向性

今般の介護保険法の改正では、包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症対策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が位置付けられ、これらの事業が平成27年度以降開始されていきます。

地域包括支援センターの業務は、こうした新たな事業にも密接に関係することになります。
《下記 図 11 参照》

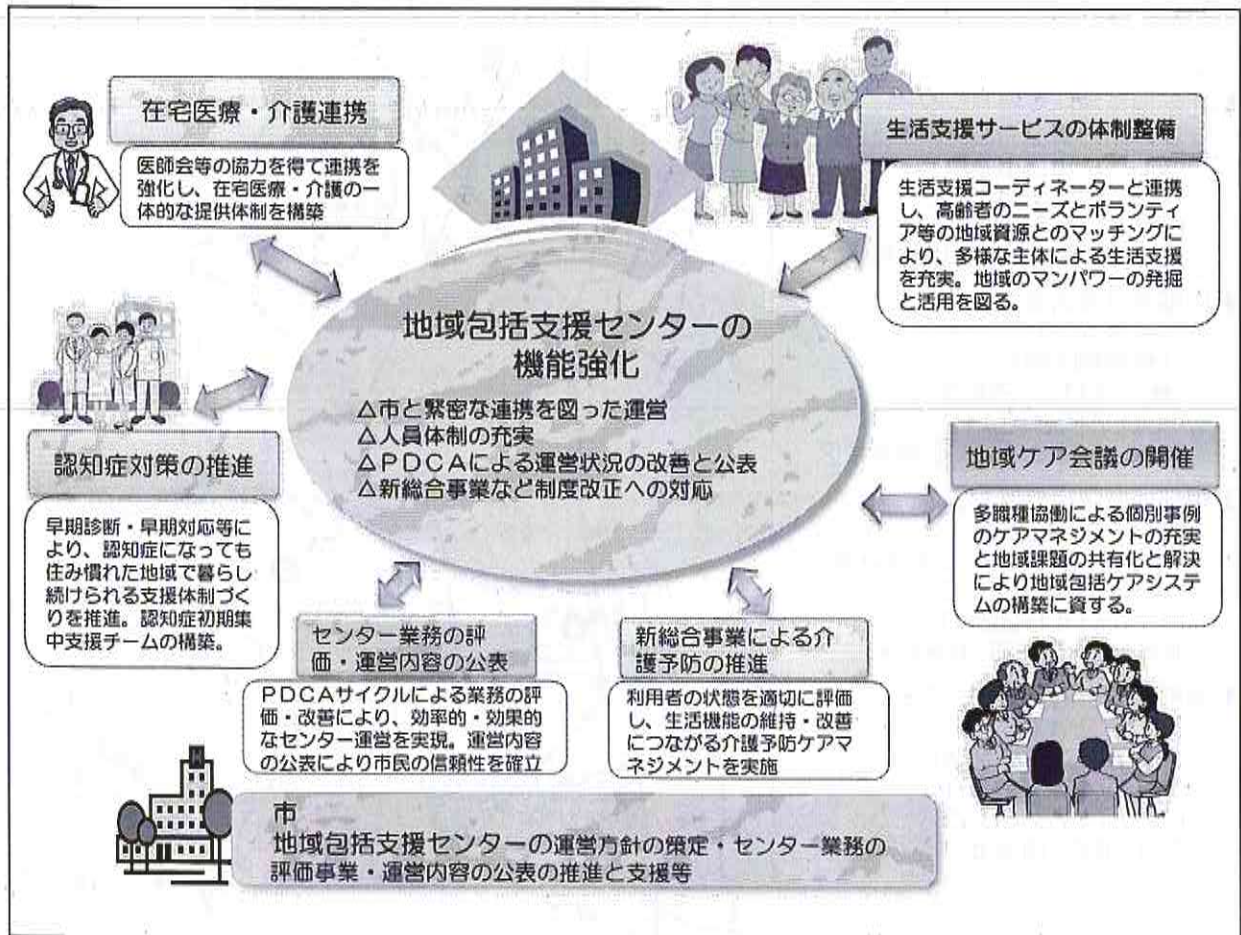
このため、センターの対応力の引き上げが必要となることから、センター職員の資質の向上を図るとともに、より効率的で効果的な事業運営を行っていかねばなりません。

さらに、今般の法改正により、センターの設置者が事業の質の評価を実施することに努めることや、センターの運営状況等に関する情報を公表するよう努めるものとされました。

一方で、地域包括支援センターに係る認知度については、一般高齢者の認知度が低い状況にあります（「知っている」と答えた人数割合＝約32%）。

市では、平成25年度から地域包括支援センターの業務全般を対象として学識経験者、被保険者代表等により構成する第三者評価委員会により、センター業務の第三者評価を実施しています。その評価結果は、市ホームページや各地域包括支援センターで閲覧できるようになっています。《P79 図 12 参照》

図 11) 地域包括支援センターに関する制度改正の状況



⑥ 給食サービス（介護支援課）

【事業概要】

食事の調達が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、週1回から週3回までの範囲内で、夕食の提供を行うことで在宅生活の継続を支援します。

【取り組みの方向性】

第6期では、介護予防・日常生活支援総合事業（63頁参照）の開始に伴い、利用対象となる高齢者の状態に従って、次の3区分により給食サービスを実施します。なお、いずれの区分についても、高齢者のみ世帯が対象となります。

区分	利用対象者	事業の位置づけ
栄養改善配食サービス	栄養改善の必要な要支援者等を対象とした給食サービス	介護予防・日常生活支援総合事業
栄養改善の必要な高齢者の食の自立支援配食サービス	栄養改善の必要な高齢者を対象とした給食サービス（総合事業を利用しない方が対象）	地域支援事業の任意事業
高齢者給食サービス	食事の調達が困難な高齢者	高齢者福祉サービス事業

* 栄養状態の改善の必要性については、申請に基づき地域包括支援センターの専門職がアセスメント（評価）を行い、決定します。

⑦ ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業（クリーンセンター）

【事業概要】

家庭ごみをごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者又は障害者のみの世帯等に対し、家庭ごみを戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援します。

【取り組みの方向性】

当該事業は平成24年度から開始した事業です。今後も、家庭ごみの排出を支援するとともに、家庭ごみの排出状況に異変等が確認された場合には福祉部門に情報提供を行うなど横断的な取り組みとして実施していきます。

(4) 認知症に係る総合的な支援

認知症の方に対する支援については、第5期でも重点事項に掲げ取り組みを進めてきました。

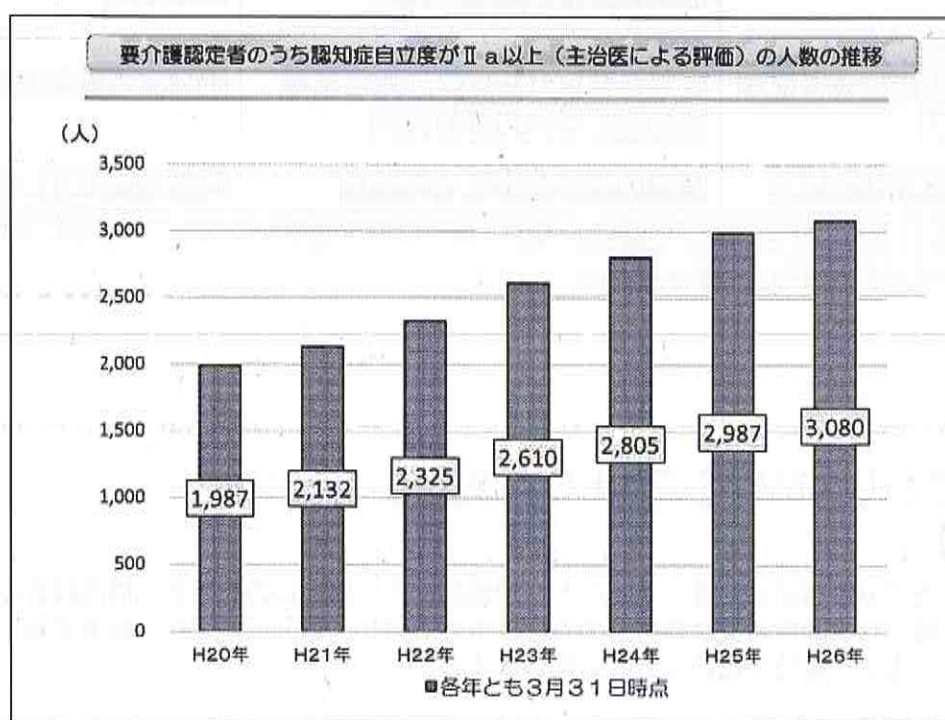
要介護認定者の増加に比例して、認知症を抱える方が増え続けています。《下記 図 14 参照》

第6期でも、認知症対策に重点的に取り組むとともに、認知症に係る介護保険制度改正の内容を踏まえ、より具体的で効果的な施策の展開を図ります。

施策の体系として、「認知症を正しい理解の推進のための周知啓発に関する施策」、「早期診断・早期対応を中心とした医療と介護の連携による支援」、「介護者支援に関する施策」に分類できます《下記 図 15 参照》が、これらをバランスよく実施することが重要です。

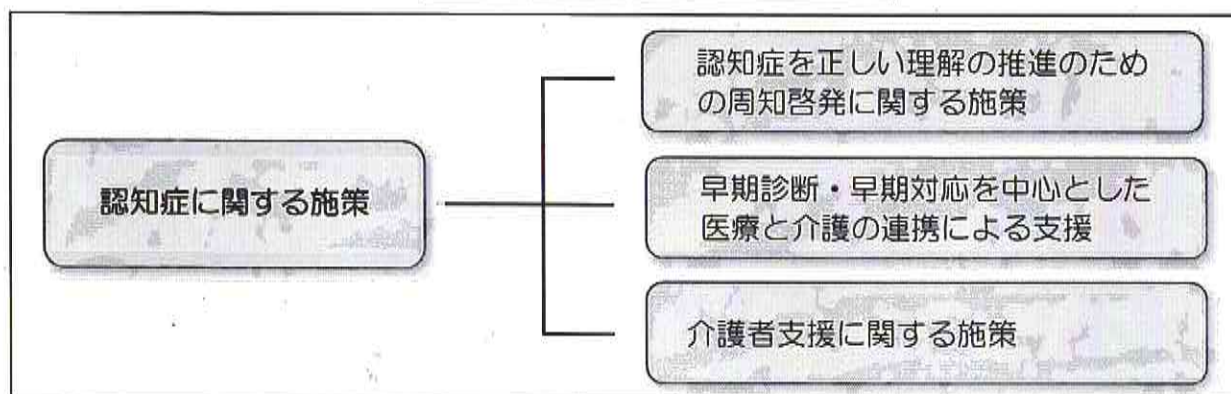
国の認知症施策推進5か年計画（通称：オレンジプラン）で掲げる「認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現」を目指します。

図 14) 認知機能の低下があると評価された被保険者の数の推移



*注：図 14 は、要介護認定における主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a（買い物、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等）以上の評価を受けた要介護認定申請者数。

図 15) 認知症施策の分類



(6) 地域密着型 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【事業概要】

認知症要介護者を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取り組みの方向性】

平成26年度に1ユニット（9床）のグループホームが廃止されましたが、第6期介護保険事業計画中に2ユニット（18床）の整備を進めます。

項目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画値	年延人数	1,356人	1,368人	1,584人
	実人数	113人	114人	132人

(7) 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業概要】

入居定員が29人以下である施設に入居している要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行います。

【取り組みの方向性】

第6期介護保険事業計画中に、新たに29床の整備（平成27年度中開設予定）を進めます。

項目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画値	年延人数	696人	696人	696人
	実人数	58人	58人	58人

(8) 地域密着型 複合型サービス

【事業概要】

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者を対象に、小規模多機能型居宅介護のサービスに、必要に応じた訪問看護を組み合わせたサービスです。

【取り組みの方向性】

平成28年度中に介護サービスの提供が開始される見込みです。利用人数の計画値は、平成26年度に小規模多機能型居宅介護と訪問看護の両者を利用している利用者数を基に作成しました。

項目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画値	年延人数	0人	36人	72人
	実人数	0人	3人	6人

4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護支援課）

(1) 訪問型サービス

【事業概要】

要支援認定者又はサービス事業対象者（以下「要支援認定者等」といいます。）に対し、居宅において、身体介護及び生活援助を行います。《P66 参照》

【取り組みの方向性】

項目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画値	対象者数	26人	198人	256人

(2) 通所型サービス

【事業概要】

要支援認定者に対して、施設等の居宅以外の場所において、日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持・向上を図るものです。《P67 参照》

【取り組みの方向性】

項目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画値	対象者数	40人	420人	628人

(3) 介護予防ケアマネジメント

【事業概要】

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援認定者等に対してアセスメントを行い、その状態、置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。《P68 参照》

【取り組みの方向性】

項目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画値	年延人数	396人	3,708人	5,304人
	実人数	33人	309人	442人

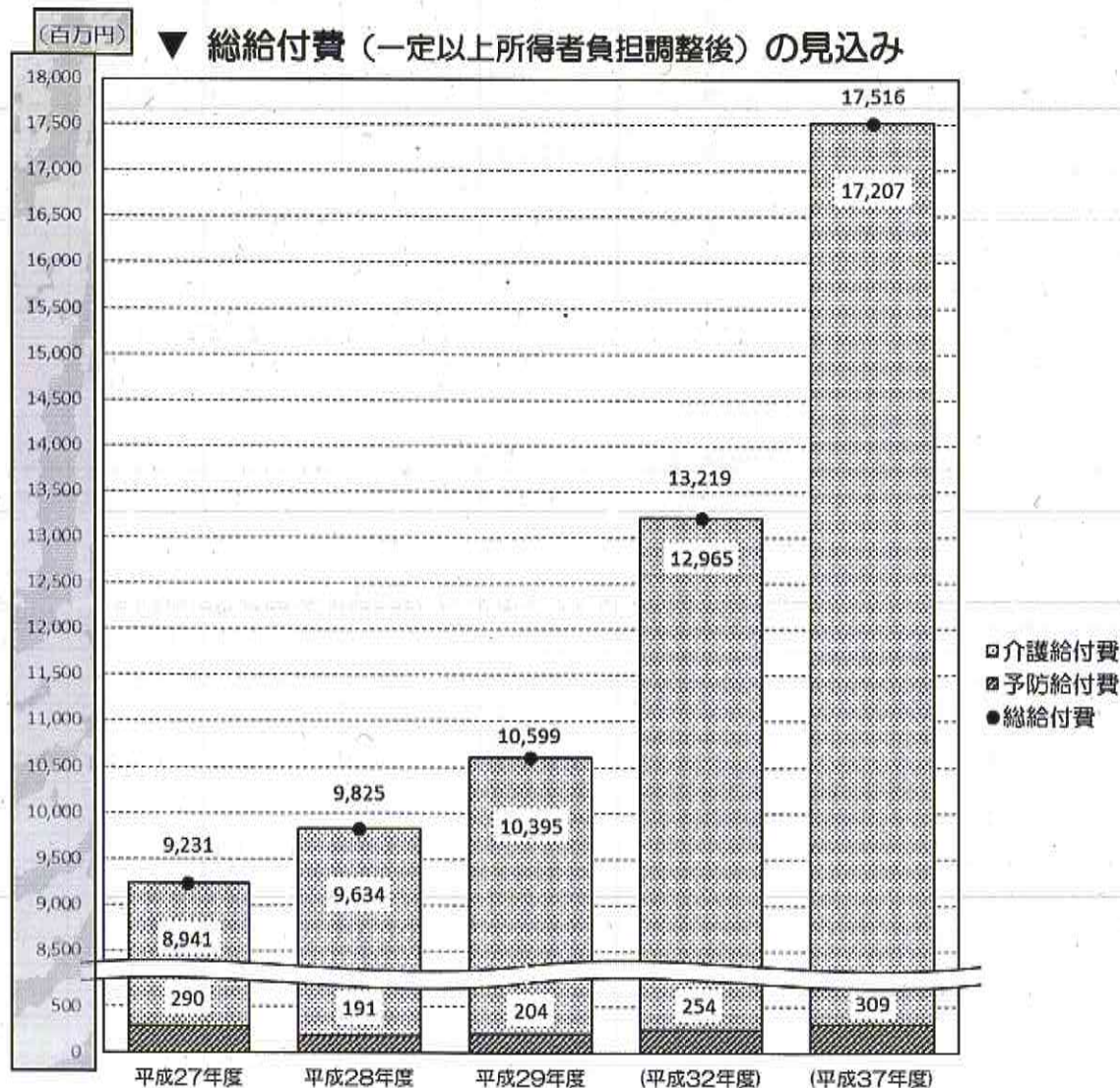
② 介護給付サービスの見込量

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	(平成32年度)	(平成37年度)
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	1,080,017	1,122,788	1,158,029	1,528,096	2,299,333
	年延回数	384,881	400,363	413,173	545,311	820,588
	年延人数	15,316	15,552	15,719	18,208	23,169
訪問入浴介護	給付費(千円)	54,704	54,704	54,704	74,329	111,612
	年延回数	4,625	4,625	4,625	6,311	9,492
	年延人数	837	837	837	981	1,234
訪問看護	給付費(千円)	185,236	207,534	230,300	339,643	521,402
	年延回数	31,753	35,595	39,527	58,178	89,174
	年延人数	5,128	5,487	5,827	7,462	9,544
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	56,531	68,741	82,603	131,032	217,377
	年延回数	19,667	23,962	28,837	45,823	76,131
	年延人数	1,691	1,897	2,103	2,692	3,415
居宅療養管理指導	給付費(千円)	115,582	119,658	123,234	161,037	212,576
	年延回数	10,878	11,271	11,620	15,169	19,989
	年延人数	1,587,393	1,743,703	1,902,703	2,688,307	3,778,265
通所介護	給付費(千円)	1,587,393	1,743,703	1,902,703	2,688,307	3,778,265
	年延回数	195,811	215,750	236,202	329,933	454,482
	年延人数	19,741	21,451	23,195	30,646	38,357
通所リハビリテーション	給付費(千円)	416,048	449,020	482,222	628,151	902,535
	年延回数	55,091	59,197	63,305	80,946	115,739
	年延人数	7,092	7,361	7,610	8,860	11,092
短期入所生活介護	給付費(千円)	515,589	582,751	653,763	954,199	1,352,676
	年延日数	62,375	70,745	79,617	115,443	162,097
	年延人数	5,705	6,379	7,078	9,552	12,078
短期入所療養介護	給付費(千円)	38,363	39,491	40,563	49,864	69,527
	年延日数	3,362	3,454	3,537	4,373	6,142
	年延人数	444	485	525	580	653
福祉用具貸与	給付費(千円)	288,772	304,719	320,149	428,949	557,362
	年延人数	21,468	23,090	24,727	32,858	41,929
	給付費(千円)	12,580	12,705	12,832	14,175	16,550
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	12,580	12,705	12,832	14,175	16,550
	年延人数	432	445	452	503	587
	給付費(千円)	26,496	26,761	27,028	31,991	38,630
住宅改修費	給付費(千円)	26,496	26,761	27,028	31,991	38,630
	年延人数	306	326	333	378	460
	給付費(千円)	780,472	803,604	826,736	979,760	1,289,613
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	780,472	803,604	826,736	979,760	1,289,613
	年延人数	4,044	4,164	4,284	5,076	6,672
	(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	20,709	27,888	35,056	48,253	63,221
	年延人数	218	298	380	514	656
	給付費(千円)	918	918	918	918	918
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	918	918	918	918	918
	年延人数	36	36	36	36	36
	給付費(千円)	11,887	11,887	11,887	11,887	11,887
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	11,887	11,887	11,887	11,887	11,887
	年延回数	896	896	896	896	896
	年延人数	102	102	102	102	102
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	62,221	64,012	64,050	80,273	104,925
	年延人数	321	335	339	422	545
	給付費(千円)	325,605	328,301	379,402	426,097	531,343
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	325,605	328,301	379,402	426,097	531,343
	年延人数	1,356	1,368	1,584	1,778	2,216
	給付費(千円)	181,507	181,507	181,507	181,507	181,507
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	181,507	181,507	181,507	181,507	181,507
	年延人数	696	696	696	696	696
	給付費(千円)	0	4,164	16,656	16,656	16,656
複合型サービス	給付費(千円)	0	4,164	16,656	16,656	16,656
	年延人数	0	36	72	72	72
	(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,822,254	2,117,221	2,412,192	2,707,159	3,293,793
	年延人数	7,416	8,616	9,816	11,016	13,404
	給付費(千円)	839,662	839,662	839,662	839,662	839,662
介護老人保健施設	給付費(千円)	839,662	839,662	839,662	839,662	839,662
	年延人数	3,048	3,048	3,048	3,048	3,048
	給付費(千円)	93,591	93,591	93,591	93,591	93,591
介護療養型医療施設	給付費(千円)	93,591	93,591	93,591	93,591	93,591
	年延人数	252	252	252	252	252
	給付費(千円)	512,669	523,322	547,455	676,813	870,976
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	512,669	523,322	547,455	676,813	870,976
	年延人数	37,238	38,694	40,105	49,387	63,254
	介護サービス合計(介護給付費)※b	給付費(千円)	9,028,806	9,728,652	10,497,242	13,092,349
一定以上所得者負担調整後介護給付費(b×0.9903)	給付費(千円)	8,941,227	9,634,284	10,395,416	12,965,349	17,207,392

(3) 介護保険事業にかかる総費用の見込み

費用負担の公平化のため、総給付費及び特定入所者介護サービス費等給付額の調整を行い、調整後の額と高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料の合計が標準給付費となります。

平成27年度より介護予防サービス事業の一部が新しい総合事業に移行する影響で、従来の標準給付費の自然増加額と比較し、約3%の費用額減少が見込まれています。なお、本計画は平成27～29年度を計画期間としていますが、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた介護保険事業計画として策定するため、平成32年度、平成37年度の推計値を参考として表記しています。



▼ 標準給付費の見込み

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	(平成32年度)	(平成37年度)
標準給付費	9,738,223	10,373,451	11,189,825	31,301,499	13,934,525	18,441,043
総給付費（予防給付費+介護給付費） ※一定以上所得者負担調整後	9,231,346	9,824,816	10,599,430	29,655,592	13,218,854	17,516,579
特定入所者介護サービス費等給付額 ※資産等勘案調整後	299,844	326,085	352,326	978,255	431,048	562,252
高額介護サービス費等給付費	163,202	174,952	186,702	524,856	221,952	280,701
高額医療合算介護サービス費等給付費	34,481	37,601	40,722	112,804	50,083	65,685
算定対象審査支払手数料	9,350	9,997	10,645	29,992	12,588	15,826

(4) 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の設定

* 以下の第6期(平成27~29年度)の介護保険料の設定については、現時点における介護報酬額に基づいて試算した結果を示したものです。したがって、今後の国による介護報酬改定等の内容により介護保険料の算定額が変動します。

なお、第6期の介護保険料の決定にあたっては、平成27年第1回定例会(3月)における介護保険条例の改正が伴います。

① 給付費と保険料

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険サービスの利用量に対応した必要な財源です。したがって、利用量の増加は保険料の上昇につながるものです。

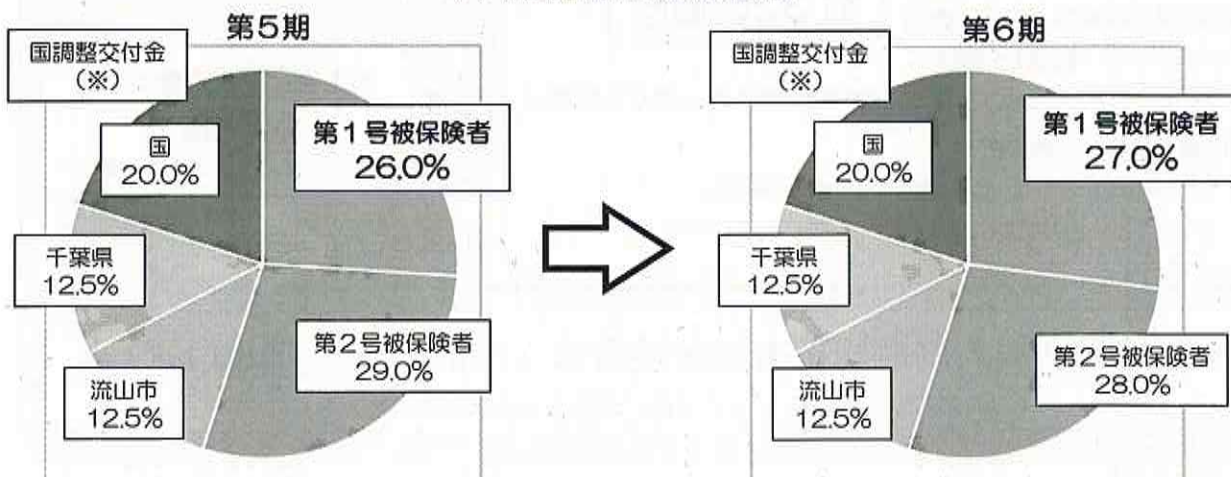
施設入所待機者の解消や認知症高齢者の増加に対応するため、第6期においても特別養護老人ホームの整備を進めて行く必要がありますので、第6期の介護保険料の算定では、その分の利用量増加も見込んでいます。

② 第5期(平成24~26年度)事業計画と第6期(平成27~29年度)事業計画の保険料設定上の変更点

【第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合】

第1号被保険者(65歳以上の方)の人口増により、負担割合が26%から27%へ、第2号被保険者(40~64歳の方)の人口減により、負担割合が29%から28%に変更される予定です。

▼介護保険の財源構成



※ 調整交付金とは、市町村間の介護保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されるもので、市町村ごとの第1号被保険者中の75歳以上の方の割合と、所得水準によって交付額が決定されます。(全国平均で5%)

流山市は、全国平均より75歳以上の方の割合は低く、所得水準も高いため、第5期では介護給付費の約0.1%分しか交付されませんでした。第6期においても、こうした状況を考慮し、調整交付金を見込まずに第1号被保険者の負担割合を27%として、介護保険料を算定しています。

【公費による保険料軽減の強化】

低所得者の介護保険料軽減のための費用として、約1億円が投入される**予定です**。このうちの50%を国、25%を県、25%を市がそれぞれ負担します。

【費用負担の公平化】

介護保険法改正に基づき、費用負担の公平化を目的として、合計所得金額160万円(①)以上の方の利用者負担の2割への引き上げ、補足給付の配偶者所得及び預貯金等の勘案、高額介護サービス費の現役並み所得者に係る限度額の見直し(②)を行います。これらを実施することにより、第6期の保険料基準額の上昇額は、75円抑えられること**になります**。

* (①) 及び (②) は、今後の国の政令により定められます。

【介護給付費準備基金】

第6期では、介護給付費準備基金を8千万円取り崩して給付費に繰り入れることにより、保険料基準額の上昇を47円抑制**します**。

③ 第6期(平成27~29年度)の保険料

第6期の介護保険サービスに必要な標準給付費は約313億円(第5期は約255億円)になる見込みです。この標準給付費に地域支援事業費を加算した325億円と65歳以上の人口推計から、第6期の介護保険料基準月額は4,980円(第5期は4,590円)となります。

▼保険料基準額の算定イメージ

